

医療費の未収金回収業務の委託について

医療費の未収金回収業務を『**弁護士法人 館野法律事務所**』へ委託しました。

当院では、診療費を適切に収めていただいている方との負担の公平性の確保を目的として、金額の多少に関わらず、未収金回収業務を『**弁護士法人 館野法律事務所**』に委託しました。

診療費をお支払いされていない方には『**弁護士法人 館野法律事務所**』からお支払いについてのご案内をいたします。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。